平成２７年（フ）第３０１号
長崎県長崎市小峰町７番12号　501号、旧住所長崎県島原市青葉町5353番地　北田アパート１号
債務者　山口　　哉
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2093番地３、住民票上の前住所長崎市小ケ倉町３丁目３番地３　池口ビル203号
債務者　河野　佳祐
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第４３９号
大分県別府市大字亀川209番地の５　野田貸家
債務者　西山　靖紀
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４０号
大分県別府市大字亀川209番地の５　野田貸家
債務者　西山　美佳
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
函館市湯川町２丁目31番11号　メゾン園
債務者　増野　洋一
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１０６号
山口県周南市大字清尾661番地、前住所山口県周南市大字安田288番地の１　エバーグリーン弐番館102号
債務者　吉長　裕美（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１号
山口県光市三井１丁目18番１号
債務者　山本　好子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第３６７号
愛知県豊田市美里１丁目11番地６　ベルテラスⅡ205号室、住民票上の住所愛知県豊田市美里４丁目６番地10　カーサビヤンカ203号
債務者　テジテジこと　河澄麻利子（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３５８号
岡山市北区中井町１丁目５番12号　マリベール共栄203号室、申立時の住所大阪市生野区小路１丁目13番16号　ハイツ庄301号
債務者　田中　大地
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４７３号
大阪府吹田市江坂町２丁目20番20―304号
債務者　中村　　圭（旧姓黒瀬）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７３１号
大阪市北区中津６丁目４番10号ウェーブイン中津505号室
債務者　中西　英和
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７７７号
大阪府東大阪市上小阪４丁目14―16インテリジェントマンション・エソール106号室、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮３丁目５番27号
債務者　高田栄男こと　高　　栄男
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８７４号
大阪府寝屋川市春日町20番33号、前住所大阪府寝屋川市成田東が丘25番33号
債務者　上杉　勝則
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７７号
大阪府寝屋川市池田新町３番20号（102号）
債務者　林　奈々絵（旧姓松）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０８号
大阪府東大阪市河内町５番７号瓢箪山第２大発マンション204号
債務者　浅野　淳子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９３号
大阪府枚方市野村中町20―６、除住民票上の住所大阪府枚方市池之宮２丁目５番１―1315号
債務者　中谷　行宏
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部